



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

令和3年度上半期 協会員に対する監査結果

令和3年10月19日
日本証券業協会

1. 令和3年度上半期の協会員に対する監査結果について

(1) 実施状況（監査着手ベース）

- 協会員 33先（会員23社、特別会員10機関）に対し監査を実施

※ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、臨店を伴わない監査（Web会議システム等を活用した非対面での監査）を会員16社、特別会員7機関に実施

(2) 監査結果（通知書交付ベース）

① 監査結果通知先

協会員 39先（会員21社、特別会員18機関）

うち8先（会員6社、特別会員2機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘

② 指摘の主な内容

- 法令違反

（会 員） 空売りに係る明示義務違反

- 諸規則違反

（会 員） 勧誘開始基準に適合しない顧客への勧誘

- 内部管理態勢の不備

（特 別 会 員） 郵便物返戻後の取引管理態勢に係るもの

2. 会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	23社	23社	26社
うち取引所との合同検査	10社	3社	9社
うち協会の単独監査	13社	20社	17社
うち特別監査等	—	—	—
② 1先平均の監査人員	5.0人	4.2人	4.6人
(1先当たりの監査人員)	(3～11人)	(3～6人)	(3～11人)

- 「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。
- ②については、書類監査及び特別監査等を除外。
- 令和2年度及び令和3年度上半期は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、臨店を伴わない監査を行ったため、1先平均の監査日数は記載省略。

3. 特別会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	10 機関	5 機関	19 機関
② 1 先平均の監査人員	4.0 人	4.0 人	3.7 人
(1 先当たりの監査人員)	(3～5 人)	(3～6 人)	(3～7 人)

- ②については、書類監査を除外。
- 令和2年度及び令和3年度上半期は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、臨店を伴わない監査を行ったため、1 先平均の監査日数は記載省略。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(1) 会員に対する監査結果通知状況

会員に対する監査結果通知状況	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	21社	25社	24社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(6社)	(7社)	(5社)

4. 会員に対する監査結果通知状況

(2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	1 件 (1 社)	1 件 (1 社)	1 件 (1 社)
① 空売りに係る明示義務違反	1 件	—	—
○ その他	—	1 件	1 件

(注) 令和2年度の「その他」は、差金決済取引（1件）、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為（1件）を指摘。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	1件 (1社)	3件 (2社)	1件 (1社)
① 勧誘開始基準に適合しない顧客への勧誘	1件	—	—
○ その他	—	3件	1件

(注) 令和2年度の「その他」は、売買管理態勢に係る不備（3件）、合理的根拠適合性の検証に係る不備（1件）を指摘。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(4) 会員の内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
内部管理態勢に係る指摘件数	14件 (6社)	11件 (7社)	7件 (4社)
① システムリスク管理態勢に係るもの	2件	4件	1件
② 顧客管理態勢に係るもの	2件	1件	2件
③ 情報セキュリティ管理態勢に係るもの	2件	1件	1件
④ 不公正取引防止のための売買管理態勢に係るもの	2件	—	—
⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組に係るもの	2件	—	—
⑥ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	1件	1件	1件
⑦ 金融商品取引の説明に係るもの	1件	—	1件
⑧ 空売りに関する管理態勢に係るもの	1件	—	—
⑨ 顧客分別金の管理態勢に係るもの	1件	—	—
○ その他	—	4件	1件

(注) 令和2年度の「その他」は、法人関係情報の管理態勢に係るもの(2件)、内部者登録に係るもの(1件)、売買審査態勢に係るもの(1件)、内部監査態勢に係るもの(1件)を指摘。

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(1) 特別会員に対する監査結果通知状況

特別会員に対する監査結果通知状況	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	18機関	9機関	10機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(2機関)	(1機関)	(0機関)

(2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	—	—	—

(3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	—	—	—

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(4) 特別会員の内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
内部管理態勢に係る指摘件数	4 件 (2 機関)	1 件 (1 機関)	0 件 (0 機関)
① 郵便物返戻後の取引管理態勢に係るもの	1 件	—	—
② 合理的根拠適合性の検証に係るもの	1 件	—	—
③ 顧客管理態勢に係るもの	1 件	—	—
④ 事故処理に係るもの	1 件	—	—
○ その他	—	1 件	—

(注) 令和2年度の「その他」は、投資信託の乗換え管理に係るもの（1件）を指摘。

（１）法令違反【会員】

- 空売りに係る明示義務違反
 - 顧客から現物株式の売り注文（VWAPターゲット取引）を受注した際、当社は当該顧客との取引に先行し自己取引で当該株式を売却したうえで、加重平均価格を算出し、当該顧客との間でToSTNeT取引で当該株式の売買を行っていたが、先行して行った自己取引について、空売りである旨を明示する必要があるにもかかわらず、空売り規制の適用に関する理解が不十分であったため、実売りとして発注していた。

（２）規則違反【会員】

- 勧誘開始基準に適合しない顧客への勧誘
 - レバレッジ型投資信託に係る勧誘開始基準について、「投資目的」のリスク許容度を最も高いランクに設定していたが、当該勧誘開始基準が営業員に徹底されていなかったため、当該ランク未満の多数の顧客に対して当該投資信託を勧誘していた。

○ 内部管理態勢の不備【特別会員】

○ 郵便物返戻後の取引管理態勢に係るもの

- 顧客に送付した郵便物が住所不明等として返戻となった場合、なりすまし取引やマネー・ローンダリング等のリスクを踏まえ、厳格な本人確認の実施や取引制限を含む適切な管理を行うことが重要である。

しかしながら、当機関は取引残高報告書を含む郵便物の返戻後、居住実態又は転居先の確認が行えず住所不明となっている多数の顧客について、本人確認や取引制限を含む適切な管理を行うことなく、投資信託の取引を継続させていた。